

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人番号1(こうすけ)、控訴人番号2(まさひろ) ほか4名

被控訴人 国

## 控訴人ら第9準備書面

(社会事実の変化等について12 控訴人ら第8準備書面補足)

2024(令和6)年7月31日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士

安孫子健輔

石井謙一

石田光史

井上敦史

岩橋愛佳

緒方枝里

太田信人

太田千遥

久保井撰

郷田真樹

後藤富和

鈴木朋絵

武寛兼

寺井研一郎

徳原聖雨

富永悠太

永里佐和子

仲地彩子

塙愛恵

藤井祥子

藤木美才

森あい

吉野大輔

渡邊陽

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

## 目次

第1	はじめに .....	4
第2	外国における動向 .....	4
1	同性婚を可能とする国が38か国にものぼること等 .....	4
2	韓国の最高裁が同性パートナーを国民健康保険の被扶養者と認めたこと ..	6
第3	外国での、日本の状況評価—カナダでの日本人難民認定— .....	7
第4	司法 .....	7
1	「結婚の自由をすべての人に」訴訟以外の同性婚に関する裁判 .....	7
2	戸籍の性別変更後の女性による認知により親子関係を認める最高裁の判決	8
第5	地方自治体の動向 .....	8
1	パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の広がり .....	8
(1)	パートナーシップ制度の広がり .....	8
(2)	ファミリーシップ制度の広がり .....	10
2	住民票続柄 .....	11
3	首長による国への施策要望 .....	12
第6	企業の動向—同性婚法制化に賛同する企業等が500を超え、日本を代表する有名企業も多数含まれていること— .....	12
第7	弁護士会等弁護士団体の動向 .....	13
第8	世論調査—賛成多数であることに変わらないこと— .....	14
第9	国の取組みが進んでいないこと .....	15
1	理解増進法に基づく取組みの遅滞 .....	15

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2	超党派のLGBT議連による、官房長官への要望 .....	15
第10	国会一極めて消極的な首相答弁の継続 .....	15
第11	まとめ .....	16

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

## 第1 はじめに

控訴人らは、本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会事実の変化を、原審では訴状22頁～34頁、原告ら第1、第3、第6、第9、第10、第15、第16、第17、第20、第21及び第27の各準備書面、そして、控訴審では控訴理由書(2)及び第8準備書面で述べてきた。

本書面では、控訴人ら第8準備書面(2024(令和6)年4月30日付)に記載されたより後の事実を補足する。

## 第2 外国における動向

### 1 同性婚を可能とする国が38か国にもものぼること等

控訴人ら第8準備書面の作成後の2024(令和6)年5月16日、リヒテンシュタインにおいて、同性婚が法制化された(甲A1207-1、1207-2)。リヒテンシュタインは、ドイツ語圏で同性婚を導入する最後の国となった(甲A1207-1、1207-2)。施行は、2025(令和7)年1月1日である(甲A1207-1、1207-2)。リヒテンシュタインが加わり、下記表のとおり、同性婚を可能とする国は38か国となった。

また、アジアでは、台湾とネパールで同性カップルの婚姻が可能となっていて、控訴人ら第8準備書面でも述べたとおり、タイで同性婚を認める法案が年内にも発効すると報じられている(甲A1017)。

### 記

	年	国・地域	証拠
	※「同性婚を可能とする法律が成立した年」または「裁判所が同性婚の禁止を憲法違反とするなど同性婚を認める判断を出した年」を記載		

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

1	2000 (平成12) 年	オランダ	甲A10・68 ～80頁、甲A 11
2	2003 (平成15) 年	ベルギー	
3	2005 (平成17) 年	スペイン	
4		カナダ	
5	2006 (平成18) 年	南アフリカ	
6	2008 (平成20) 年	ノルウェー	
7	2009 (平成21) 年	スウェーデン	
8	2010 (平成22) 年	ポルトガル	
9		アイスランド	
10		アルゼンチン	
11	2012 (平成24) 年	デンマーク	
12	2013 (平成25) 年	ウルグアイ	
13		ニュージーランド	
14		フランス	
15		ブラジル	
16		英国 (但し、北アイルランド除く)	
17	2014 (平成26) 年	ルクセンブルク	
18	2015 (平成27) 年	フィンランド	
19		アイルランド	
20		アメリカ	
21	2016 (平成28) 年	コロンビア	
22	2017 (平成29) 年	台湾	
23		マルタ	
24		ドイツ	
25		オーストリア	
26		オーストラリア	
27	2018 (平成30) 年	コスタリカ	甲A12
28	2019 (令和元) 年	エクアドル	甲A13

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

		北アイルランド (英国)	甲A108、109
29	2021 (令和3) 年	スイス	甲A453、454
30		チリ	甲A455
31	2022 (令和4) 年	スロベニア	甲A558
32		キューバ	甲A559
33		メキシコ (一部の州で認められていたが全ての州で認められるようになった。)	甲A1025
34	2023 (令和5) 年	アンドラ公国	甲A756
35		ネパール	甲A758
36		エストニア (可能となったのは、2024 (令和6) 年)	甲A757、甲A1013
37	2024 (令和6) 年	ギリシャ	甲A1014
38		リヒテンシュタイン	甲A1207-1、1207-2

## 2 韓国の最高裁が同性パートナーを国民健康保険の被扶養者と認めたこと

隣国である韓国でも同性カップルのパートナーシップの法的保障が大きく進む出来事があった。2024 (令和6) 年7月18日、韓国の最高裁判所は、同性カップルのパートナーを国民健康保険の被扶養者として認める判決を出した。判決では、「事実婚の夫婦であれば、被扶養者として認めていながら、同性パートナーで認めないのは性的指向を理由にした差別にあたる」との指摘がなされ、「同性という理由だけで、ともに生活する2人の関係が、基本的な社会保障制度である健康保険の制度で認められないのは、人間の尊厳と価値、幸福追求権などを侵害する差別行為であり、その程度も重い」として、同性パートナーを被扶養者として認める2審の判決が確定する判断が、最高裁判所によってなされたとのことである (甲A1208)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

韓国においても、同性婚の法制化そのものではないが、同性カップルのパートナーシップの法的保障が大きく進んでいる。

### 第3 外国での、日本の状況評価—カナダでの日本人難民認定—

前記の表でも示しているとおり、カナダは、2005（平成17）年に同性婚を可能とした国だが、そのカナダにおいて、2023（令和5）年9月に日本人どうしの女性カップルの難民認定が認められた（甲A1209）。

難民認定決定通知書では、「法律上の家族と認識されず、異性婚夫婦と同じ利益を受けられない」、「差別が日本全体にあり、別の地域に移っても逃れられない」との指摘がなれている（甲A1209）。

カナダでのこの難民認定は、日本の状況が、他国においては難民認定の評価にすら用いられるものであって、同性カップルに対して差別的な状況に日本があることを示すものである。

### 第4 司法

#### 1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟以外の同性婚に関する裁判

日本では、本訴訟と同様の訴訟以外でも、法律上の性別が同じ者どうしが婚姻できないことを問う裁判が行われている。

神戸家庭裁判所尼崎支部では、フランスで婚姻している日本人とフランス人の同性カップルが、婚姻届を受理することを求め、2023（令和5）年、家事審判を申し立てた（甲A1210）。

仙台家庭裁判所でも、同性カップルが、婚姻届を受理することを求め、2024（令和6）年2月、家事審判を申し立てている（甲A1211）。

また、いわゆる性同一性障害特例法には、「現に婚姻をしていないこと」という要件（同法第3条第1項第2号。非婚要件）があるところ、非婚要件は憲

法13条などに違反すると主張して、京都家庭裁判所に対し、2024（令和6）年7月16日、戸籍の性別の変更を求める家事審判が申し立てられた（甲A1212）。非婚要件は同性どうしの婚姻が認められていないがゆえの要件であり、この申立は、同性婚法制化がなされていない現状を問うものである。

このように、本訴訟と同様の訴訟以外にも、法律上の性別が同じ者どうしが婚姻できないことを問う裁判は続々と行われている。

## 2 戸籍の性別変更後の女性による認知により親子関係を認める最高裁の判決

2024（令和6）年6月21日、最高裁判所第2小法廷は、性同一性障害特例法に基づいて男性から女性へと性別変更した女性が、自身の凍結精子で生まれた次女を認知することを認めた（甲A1213）。二審の東京高裁は親子関係を否定していたが、最高裁は親子関係を認めた。

この最高裁の判決は、同性婚についてのものではないが、多様な家族関係が実態として生じていることを受け、子の福祉を重視しその家族関係を法的に保護するものであって、子の福祉の点から同性婚の法制化を求める本訴訟を後押しするものである（甲A1214）。

## 第5 地方自治体の動向

### 1 パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の広がり

#### (1) パートナーシップ制度の広がり

控訴人ら第8準備書面を作成した際に基準とした2024（令和6）年4月1日時点において、パートナーシップ制度を有することが確認できた地方自治体は455であった。その後、パートナーシップ制度を有することが確認できた地方自治体は、下記表のとおり4つ増え、同年7月22日時点でパートナーシップ制度を有することが確認できている地方自治体は459である。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

結果、日本の総人口に対する導入自治体の人口合計のパーセンテージは、  
 85.186パーセント(小数点第4位切り捨て)となっている。

記

番号	自治体名	制度名	開始日	自治体内人口(人)	証拠
456	兵庫県 洲本市	洲本市パートナーシップ宣誓制度	2024(令和6)年 4月1日	41,826	甲A1215 ※洲本市は、 控訴人ら第8 準備書面作成 時には把握が 漏れていたもの。
457	兵庫県 播磨町	播磨町パートナーシップ制度	2024(令和6)年 5月1日	34,811	甲A1216
458	福島県 南相馬市	南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2024(令和6)年 5月13日	57,527	甲A1217
459	福島県 福島市	福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2024(令和6)年 7月1日	270,744	甲A1218

※人口は2023(令和5)年1月1日時点の住民基本台帳人口による。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

このように、国が検討すらすることなく法整備を怠っている間に、住民との距離が近く、直接その声が届けられやすい地方自治体レベルにおいては、同性カップルの関係を承認する動きが着実に更に大きく広がっている。

## (2) ファミリーシップ制度の広がり

2021(令和3)年1月、兵庫県明石市で始まった(甲A163)、2者のパートナーシップのみならず、家族として暮らしている子ども(未成年者)との関係も合わせて証明する制度である「ファミリーシップ制度」も、さらに広がっている。

控訴人ら第8準備書面を作成した際に基準とした2024(令和6)年4月1日時点においてファミリーシップ制度を導入していることが確認できた自治体は、139自治体となっていたが、同日より後にパートナーシップ制度を有することが確認できた地方自治体は下記表のとおり3つ増え、同年7月22日時点でファミリーシップ制度を有することが確認できている地方自治体は142である。

### 記

番号	自治体名	ファミリーシップ制度開始日	証拠
140	埼玉県越生町	2024(令和6)年3月29日	甲A1138 ※越生町は、控訴人ら第8準備書面作成時には、パートナーシップ制度についてのみで、ファミリーシップ制度については記載が漏れていたもの。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

141	福島県南相馬市	2024(令和6)年5月13日	甲A1217
142	福島県福島市	2024(令和6)年7月1日	甲A1218

また、控訴人ら第8準備書面でも述べたとおり、ファミリーシップ制度という形ではないが、希望する場合には子の名前をパートナーシップ制度関係の書類に記載する自治体もある。そのような「ファミリーシップ制度」と名前を冠しているわけではないが子の名前をパートナーシップ制度関係の書類に記載できるようにしている地方自治体含め、子どもとの関係を証明できる制度となっている自治体は、しんぶん赤旗の調査によれば、2024(令和6)年4月時点で、216にのぼり(甲A1219)、パートナーシップ制度導入自治体の半数近くとなっている。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度のこの大きな広がり、日本社会において、同性カップルの存在を地方自治体が認め、自治体としてできるだけのことを行おうとしていることの現れである。

## 2 住民票続柄

同性カップルは、住民票上、同一世帯であるとしても、世帯主との続柄は、同居人とされることが通常であり、一部の自治体において縁故者とされることがあるのみであった。しかしながら、長崎県大村市が、男女事実婚と同じく、男性である世帯主との続柄を「夫(未届)」と記載した住民票の写しを、2024(令和6)年5月2日に交付していたことが明らかになった(甲A1220)。鳥取県倉吉市でも、実際に住民票の写しが交付されたことがあることかは明らかにされていないが、希望があれば続柄を「妻(未届)」や「夫(未届)」とすることができることが明らかにされている(甲A1221)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

同様の取扱いは、他に、岩手県大船渡市（甲A1222）、栃木県鹿沼市（甲A1223）、神奈川県横須賀市（甲A1224）、香川県三豊市（甲A1225）で可能とされており、さらに、同年8月1日からは栃木県栃木市でも可能となる（甲A1226）。

さらに、東京都杉並区（甲A1227）、東京都世田谷区（甲A1228）、京都府与謝野町（甲A1229）、福岡県古賀市（甲A1230）でも実施が検討されている。

住民票の続柄記載は、婚姻届は受理されなくても、実態としては婚姻しているのと同じであることを自治体が承認していることの表れである。

### 3 首長による国への施策要望

埼玉県の大野元裕知事は、2024（令和6）年5月9日及び同年6月13日、内閣府特命担当大臣と法務大臣に対して、「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論をすること」等を踏まえ、国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うことを要望した（甲A1231-1、1231-2、1232-1、1232-2）。

## 第6 企業の動向—同性婚法制化に賛同する企業等が500を超え、日本を代表する有名企業も多数含まれていること—

2020（令和2）年11月18日に発足した、同性婚法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーンである「Business for Marriage Equality」（甲A174）は、賛同企業・団体が増え続け、「Business for Marriage Equality」または「在日米国商工会議所意見書」（甲A53）に賛同する企業・団体の数は、2024（令和6）年7月23日時点で、527にも及んでいる（甲A123

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

3、1234、1235。なお、「Business for Marriage Equality」と「在日米国商工会議所意見書」のいずれにも賛同している場合もあるが、重複して数えてはいない。)

主な賛同企業には、大林組、KDDI、サントリー食品インターナショナル、資生堂、住友ファーマ、積水ハウス、ソニーグループ、ソフトバンクグループ、第一三共、大東建託、武田薬品工業、中外製薬、電通グループ、東急不動産ホールディングス、東京電力ホールディングス、日本たばこ産業、パナソニックホールディングス、富士通、ブリヂストン、ホンダ、三菱ケミカルグループ、三菱地所、明治ホールディングス、ヤマハ、LINEヤフー、楽天グループ、リクルートがある(甲A1235)。日本を代表する有名企業に賛同が広がっている。

## 第7 弁護士会等弁護士団体の動向

日弁連、弁護士会連合会、弁護士会等弁護士団体が同性婚を求める意見書、会長声明等を出してきたことは控訴人ら第8準備書面・30頁以下で述べたが、控訴人ら第8準備書面(2024(令和6)年4月30日付)作成後にも、新たに、下記表のとおり、声明等が公表されている。

### 記

年月日	弁護士会名	声明等の題名	証拠
2024(令和6)年 4月26日	神奈川県弁護士会	札幌高裁判決を受け、速やかに同性間の婚姻を認める立法を求める会長声明	甲A1236
同年5月3 0日	滋賀弁護士会	すべての人が、性の多様性を尊重され、性的	甲A1237

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

		指向・性自認にかかわらず生きやすい社会を実現するための宣言 ※「法律上の性別が同じカップルの婚姻(同性婚)を可能とする法改正を行うこと」との項目あり。	
同年7月17日	金沢弁護士会	札幌高等裁判所判決を受けて同性間での婚姻を可能とする法整備を求める会長声明	甲A1238

第8 世論調査—賛成多数であることに変わらないこと—

日本における、同性婚への賛否の状況は、控訴人ら第8準備書面・44頁以下で述べたが、控訴人ら第8準備書面(2024(令和6)年4月30日付)作成後にも、新たに、下記表のとおり、世論調査が行われ、同性婚への賛成が多数であることが明らかになっている。

記

	調査名や主体	対象	調査時期	結果	証拠(いずれも甲号証)
⑳	共同通信	18歳以上	2024(令和6)年3月5日に調査票発送。4月15日までに返送されたものを集計	「同性婚を認める方がよいか」 認める方がよい 73% 認めない方がよい 25%	A1239-1、1239-2

なお、この⑳調査では、政党支持層別の賛否も調査されているところ、自民党支持層でも、「認める方がよい」が62パーセント、「認めない方がよ

い) が37%であり、賛成が反対の2倍近くとなっている(甲A1239-1)。

## 第9 国の取組みが進んでいないこと

### 1 理解増進法に基づく取組みの遅滞

国会では、2023(令和5)年6月16日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、同月23日に施行された。政府は、同法に基づき、基本計画(同法8条)及び指針(同法12条)を策定しなければならないとされているが、施行から1年以上が経った今も、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」が開かれるだけで、基本計画も指針の試案が同会議に示されることもなく、策定の目処はなんら立っていない(甲A1240、1241)。

国が進められないのは、偏見や差別的な考えをも有する自民党保守派議員の影響と考えられ(甲A1240、1241)、国会や国任せにしていると、一部保守派議員の影響から、理解を増進するという程度の取組みさえ進まないことがまた露わになっている。

### 2 超党派のLGBT議連による、官房長官への要望

与党である自民党及び公明党を含む超党派の「性的マイノリティの課題を考える議員連盟」の事務局長である岩屋毅衆議院議員(自民党)ら役員は、2024(令和6)年6月21日、林官房長官に対して、「犯罪被害者支援給付金に関する最高裁判決を受けて、政府において類似の法律の規定について迅速かつ統一的な対応を行うこと」及び「次期国勢調査においては事実婚状態にある同性パートナーを把握できる仕組みに変更すること」などを要望した(甲A1242)。にもかかわらず、政府の対応は何ら示されていない。

## 第10 国会一極めて消極的な首相答弁の継続

国会での同性婚についての答弁の状況は、原告ら第10準備書面(2021(令和3)年7月21日付)・3~50頁において詳述後、原告ら第27準備

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

備書面・45～70頁で新たな質疑や答弁を追加してまとめ、さらに、控訴人ら控訴理由書(2)・24～34頁及び控訴人ら第8準備書面・55～68頁でも新たな質疑や答弁を追加している。

本書面では、控訴人ら第8準備書面以降に把握できた質疑や答弁を、2024(令和6)年7月24日時点で国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)で検索できるものをもとに述べる。

同日時点で国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)で新たに把握できた答弁としては、本訴訟と同種訴訟における札幌高裁判決(甲A939)の翌日の同年3月15日の参議院予算委員会における岸田文雄内閣総理大臣の答弁があるが、札幌高裁判決の同種訴訟の「判断も注視してまいりたい」というものであり(甲A1243)、議論が大事とも言わず注視を述べるだけのものであった。

控訴人ら第8準備書面・58～60頁で述べたとおり、岸田文雄内閣総理大臣は、2023(令和5)年2月から4月にかけては、議論が大事という答弁もしていたが、その後、同年10月以降は、議論は大事とは言わなくなり注視について述べるのみとなっていた。そのことは、札幌高裁判決が出て変わりもなく(甲A1243)、岸田文雄内閣総理大臣は、極めて消極的な答弁を続けている。

## 第11 まとめ

本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会事実の変化を、原審では訴状22頁～34頁、原告ら第1、第3、第6、第9、第10、第15、第16、第17、第20、第21及び第27の各準備書面、そして、控訴審では控訴理由書(2)及び第8準備書面で述べてきた。さらに本書面では控

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

訴人ら第8準備書面(2024(令和6)年4月30日付)に記載されたより後の事実を補足した。

これら書面で述べてきたとおり、本件規定が憲法13条、24条、14条第1項違反であることは、法務大臣にとっても、国会議員にとっても、一層明白になっており、法務大臣が民事法制の企画立案を、また、国会議員が立法を放置し続けていることに合理的な理由など何ら存在しない。

また、このような状況下で、同性婚の法制化を国会の立法裁量とし、司法がその判断を国会に委ねることは、少数者の人権保障の砦としての役割を放棄することに他ならず、許されない。

以 上